

一般事業主行動計画の策定について

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2015年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、2005年から施行されています。

この法律において、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する労働者数301人以上の企業は、この一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。

さらに、次世代育成支援対策支援法の改正により、従業員301人以上の企業については、平成21年4月1日以降に、新たに策定又は変更した行動計画について、当該計画を公表し、従業員へ周知することが新たに義務となりました。

そこで、当法人においても従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備の取り組みを行うため別紙のとおり行動計画を定め実施することになりました。

平成25年 4月 1日

社会福祉法人名張育成会
理事長 上村友則

行 動 計 画

社会福祉法人 名張育成会
理事長 上村 友則

職員が仕事と子育てや介護が両立でき、過度な時間外勤務の解消を図ることで、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年 4月 1日～平成30年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業制度の理解及び促進を図る。

<対策>

- 平成25年4月1日～
 - ・労働者代表を通じて、各事業所で育児・介護休業規則の再周知を実施することで、制度の更なる促進を図る。
 - ・採用時の各種規則説明に育児・介護休業規則を追加して、周知の徹底を図る。
 - ・管理職会議等を活用して、管理職への意識付けを行い各事業所での的確な労務管理による制度の促進を図る。

目標2：看護・介護休暇の時間取得制度を導入する

<対策>

- 平成25年4月1日～
 - ・労使間で毎月1回実施している労働者代表会議において、労働者の具体的な意見を参考にしながら、看護・介護休暇を取得しやすい環境を構築するため看護・介護休暇等の時間取得制度の導入を検討する。
 - ・看護・介護休暇の時間取得制度の導入にむけた関連諸規則の改定を行う。
 - ・全職員を対象とした関連諸規則の説明会を開催し、時間取得制度を十分に理解させることにより、制度の効率的な活用に繋げる。

目標3：時間外勤務の削減を推進する

<対策>

- 平成25年4月1日～
 - ・変形労働時間制度の有効活用を図る。
 - ・業務内容の分析を行ったうえ、業務分掌の精査による業務の均等配分を向上させる。
 - ・定型業務の業務マニュアル作成により、効率的な業務環境改善を図る。

以 上